

生徒心得

高岡高校定時制

1. 学校生活においては、自分の基本的人権を主張することができると同時に、他人の基本的人権を尊重しなければならない。

2. 次に該当するものは指導を行う。
 - ① 授業や特別活動への妨害行為を行う者
 - ② 暴力行為を行う者
 - ③ その他、法・条例等に違反する行為を行う者

3. 社会のルール・マナーが本校のルール・マナーであるとの認識のもとに諸注意を守って学校生活を送ること。